

『栃木市地域公共交通運行実施計画』一部抜粋

第 3 蔵タク運行実施計画

蔵タクの運行実施計画を以下のとおり定めます。

3-1 運行実施概要

(1) 実施期間

令和2年4月1日（水）から令和7年3月31日（月）とします。

(2) 事業方式

道路運送法第4条の許可に基づく一般乗合旅客自動車運送事業とします。

(3) 運行形態

高齢者や障がい者等の自家用車などの交通手段を持たない方が、安全に安心して利用できるとともに、日常生活の移動の利便性を確保するため、道路運送法施行規則第3条の3第3号に定める「区域運行」（路線を定めず、利用者の要求に応じて最大限の乗合を行うよう予約により運行する）とし、栃木市内の全域で、玄関から玄関（ドア to ドア）へ送迎する完全デマンド方式とします。

(4) 運行方法

運行方法はワンマン運行とします。

(5) 実施主体・運行業務

実施主体は栃木市ですが、運行業務は、事業許可を有するタクシー事業者が行うものとします。

また、交通防犯課に「蔵タク予約センター」を設置し、利用者からの電話予約をオペレーターが対応します。

(6) 運行事業者の選定

運行事業者の選定については、市内に営業所を有する全てのタクシー事業者で、蔵タクへの参加を希望する事業者とします。

(7) 運行事業者

栃木交通(有)、千代田タクシー(有)、栃木合同タクシー(株)、~~栃南タクシー(有)~~、富士タクシー(有)、(有)大平タクシー、藤岡タクシー(株)、(有)都賀タクシー、(株)新交通、岩舟タクシー(株)、安全タクシー(有)

(8) 運行費補助

- ・事業者へ支払う補助金については、1日当たりの借上げ料に、運行日数を乗じた金額から運賃収入等運行に伴う収入を差し引いて算出します。
- ・車両の借上時間は、7時45分から17時15分までのうち、昼休憩時間を除いた時間とします。